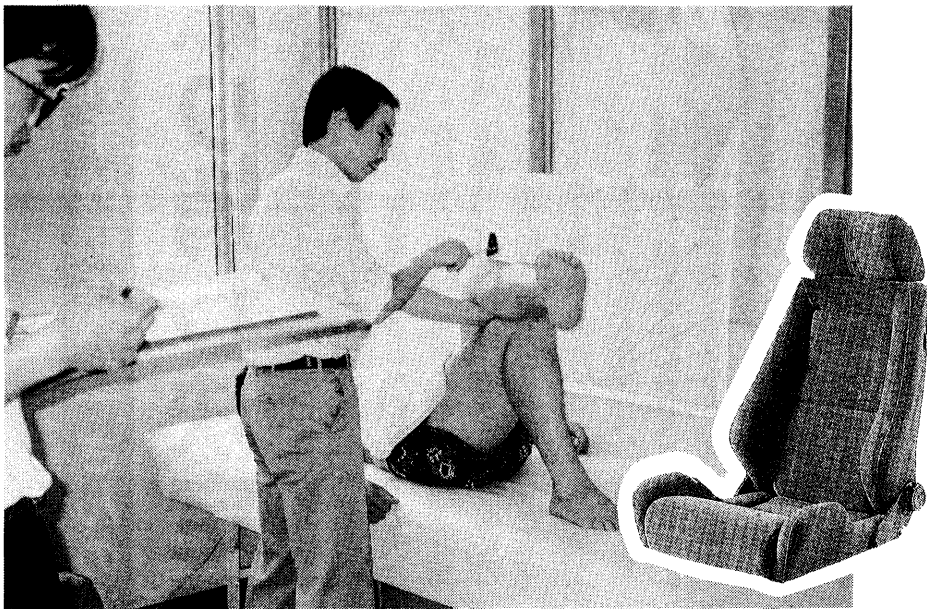


# 関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

1994.10.10発行(通巻第233号) 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



## 目次

●タンクローリー運転手

故藤原公一さんの過労死に勝利決定……1

●前線から(ニュース)……………8

●アルバイトスチュワード問題と労働基準……12

●実践・労災保険⑩……………15

●一九九四年年末一時金カンパのお願い……18

'94 10

# 原処分取り消し決定勝ち取る！

タンクローリー運転手藤原公一さん（死亡当時四二歳）が超長時間労働が原因で急性心不全で亡くなり、妻のフサ江さんが遺族補償請求を西宮労基署に申請したところ不支給決定を受け、兵庫労災保険審査官に審査請求していた件について一〇月七日付で原処分取消決定がなされた。

## 公開討論会直前の決定

藤原過労死認定共闘会議（事務局 全港湾関西地本労職対）では西宮労基署の不支給決定の反省から、審査請求段階では、労働行政に対して民主的交渉を徹底して要求し、一方、マスコミの協力も得ながら内外から不支給決定の不当性を明らかにし、行政を追いつめる戦略を追求した。そして、「年間総

労働時間六千時間でも過重性なし」という、「あまりに非常識な原処分」を徹底的に暴露することが認定闘争の大きな柱となった。現実（社会常識）と認定基準（労働行政）の矛盾が鮮明に現れた事件だった。

共闘会議は、審査請求提出後、局交渉を要求、昨年八月三日に兵庫労基局長交渉がおこなわれることになったが、弁護士を含む交渉団三〇名に対して局は五名の人数制限をたてに、退去命令通告までして交渉を拒否した。これに対してあくまで民主的交渉を実現し、同時に局の不当性を明らかにしていくため、一万人審査請求代理人運動を展開することになった。最終的に八千人以上の審査請求代理人を登録し、「審査請求人の意見を聞く場」としての意見陳述会を要求し、これが一〇月一

二日に行われることとなった。当センターでも代理人となる一方、各地域の安全衛生センターにもよびかけたところ、九九名の方々に代理人になっていただくことができました。この場を借りて御礼申し上げる次第です。

ところが、直前に局より「会」の中止連絡があり、続けて「原処分を取り消した」との電話連絡が共闘会議に入った。そのため、一〇月二日は、担当の労災保険審査官ではなく、監察官数名をひきつれた局労災管理課長が、冒頭に今回の処分取消決定に関する見解表明をおこないすぐ退席、あとは認定闘争勝利集会となった。

労働者敵視政策への大きな反撃に

労災管理課長は、「今回の決定も、西



見解表明する局労災管理課長（右から2人目）ら

宮労基署も認定基準に基づいて判断したことにはかわりはない。事実の認定について違いはなく、その評価が違ったということだ。」というまことに場当たりの見解を述べてそそくさと立ち去った。

しかし、この見解がどれほど無責任なものであるか。労働行政内部では、現場の労基署は、それが署長権限にもかかわらず、脳・心臓疾患の業務上外

については局との協議を前提にしており、藤原過労死の西宮労基署不支給決定についても、局サイドは担当監察官を通して深く関与していたことは明白。建前上は、審査官は独任官であるからして独自に判断でき、これが原処分を取り消したのであるから、逆にこの日のこのこ出てきた、労基署への直接の監督者たる局労災管理課長はむしろ審査官決定を踏まえ、誤りを謝罪すべき立場にあるのであって「見解表明」ですむ問題ではさらさらでない。

とはいえ、今回の認定闘争の見事な逆転勝利は、兵庫局のこれまでの非民主的、労働者敵視政策への大きな打撃になった。

### 常識と非常識の闘い

藤原さんの仕事は、急性心不全で急死した一九八八年九月一八日の被災当時大型タンクローリーの長距離運転だった。

七一年五月に西宮市の第一運輸作業

に大型トラック運転手として入社、七九年頃からタンクローリー運転に従事。ニッカウィスキー西宮工場と日本各地（千葉、仙台、栃木、鳥栖等）の各工場間のアルコール類輸送を行っていた。

一日目午前中に西宮工場で荷積み、午後出発、真夜中に到着。二日目の朝、開門を待つて荷おろし。ここで、西宮工場または他の工場への運搬物を荷積みして、昼頃出発、他の工場を経由するなりして深夜運行。三日目午前中に西宮工場到着、荷おろしして昼頃に帰社し、整備点検などして夕方帰宅する。この「二泊三日」運行の繰り返しであった。

そして、実際どのような労働実態であったかという点、

①一日平均走行距離 六〇〇キロ

②時間外労働時間 月二〇〇時間超

多いときは三〇〇時間超

③年間総労働時間 約五七〇〇時間

（一九八八年一月～八月のペースで

推計）

法規等の違反実態もひどいもので、

①一九七五年から一九九一年まで五回

西宮労基署による労基法（労働時間  
関係）等違反で監督指導

②藤原さん死亡の一年前に「自動車運  
転手労務改善基準」違反で指導

③深夜勤労働者に対する年二回の健康  
診断を一回しか実施していない

というものだった。

こうした過酷な労働の中で、「急性心  
不全」で藤原さんは亡くなった。

遺族・弁護士は、こうした過重労働  
の実態を主張するとともに、発症前一  
週間に、最も長距離の西宮・仙台間輸  
送に二回従事していることなどの直前  
の過重負荷が加わって過労死に至った  
として、労災認定を求めたのだが、西  
宮労基署は聞く耳を持たずとばかりに  
「不支給」とした。

その理由を今回の審査請求決定書  
（以下、決定書という）に掲載された西  
宮労基署（原処分庁）の「意見」から  
まとめると、

①発症前日、発症前一週間とも通常の

運行パターンである。仙台への二往  
復も被災者に限ったことではない。

発症前一週間の拘束時間などをみて  
もその前の一週間より下回ってい  
る。

②局医世良和明医師は「認定基準上に  
従えば、要件が整っていない」との  
意見である。

と、まことに機械的な労働実態の認定  
局医判断に基づいたものだった。

ちなみに不支給決定時、労基署の口  
頭での不支給理由の説明では、

①三六協定、改善基準違反については  
一切考慮しない。その会社の「通常  
業務」との比較において過重性を考  
える

②二回の仙台行きも、一行程三日のい  
つものパターンであり、一週間に二  
往復することは、同僚も年に一、二

回はあり「特に」過重とはいえない。  
③長期の過重労働による蓄積疲労は医  
学的に解明されないし、認定基準上  
も考慮しない

というものだったということだ。

ここに今の労働行政の認定作業に共  
通した大きな問題点がみられる。

第一は、「時間外労働がいくらあっても、いつもしてたら通常業務と考える」という点。第二は、「法規等違反は考慮しない」「安衛法違反と労災認定の過重性判断は別」という点。

第一の点については、労働省自身の  
解説書などでも、「本来の所定労働時間  
が日常業務になる」と記されているの  
で行政内部でも食い違いがあるように  
見える。逆に言えば、なにを日常業務  
と考えるか、その日常業務の過重性を  
どう評価するか、は過労死の労災認定  
闘争にあたっては、行政との重要な論  
点として常に明確にする必要があると  
いうことだ。

ちなみに、決定書で審査官は、藤原  
さんの会社のタンクローリー運転手の  
「日常業務」が、一般トラック運転手と  
比較して「特異又は異質な業務である  
と認められる」との判断を示した。原  
処分庁のような評価はさすがに恥ずか  
しくてできなかつたわけだが、そうし



藤原過労死労災認定闘争勝利集会

た「特異、異質な」「日常業務」と被災との関連性判断は、意識的に避けたか」とみえ、請求人がるる主張してきた危険物運搬、深夜勤務に伴う高度な労働上のストレス、疲労といったものは、発症との関連では、「急激な」「突発的な」「異常な」要因ではないとして発症要因としては、ことごとく不採用としている。

このことは、第二の「法規等違反と労災認定を関係づけないこと」と関連していると考えられる。また、この第二の点は決定書における審査官の「判断」の項でも、全く触れられていない。この頑ななまでの態度は、原処分庁と何ら変わらない。

労働行政が勝手に作った、労災認定を絞るためのこうした屁理屈が、「現実」というか「常識」から、痛烈な反撃を食らったというのが今回の認定闘争の一つの側面だった。誰が考えても過酷な労働実態、異常な法規等違反の実態がなぜ免罪されるのか、是正できなかった労働行政にも責任があるのではないか、というのが請求人側の主張の中心だった。

言い方をかえると、「通常（日常）業務をどう評価するのか」「法規等の違反をどう評価するのか」といった事柄は、労働行政が乗りたくない「土俵」であり、触れられたくない点であるということであって、われわれはそうした点を重視して追及することが大切なこと

を今回の認定闘争は教えている。

### 原処分取り消しの「論理」

決定書はA4版八三頁に及んでいゝる。審査官が原処分を取り消したポイントは次の二つプラス一つである。

第一は、原処分の段階で「要件を満たしていない」として結論として業務外の意見書を書いていた局医世良和明医師が、「糖尿病があった被災労働者の場合、糖尿病の急性増悪が自然歴を超えて激しかった可能性がある」と意見を「変化」（あるいは「展開」、というべきか）させたこと。

第二は、「発症一週間前以内の二回の仙台・西宮間往復輸送」について、「請求人（原文のまま）「被災者」が正しい）には同年四月において認められるもの、他の同僚運転手には六三年四月以降、それに類する作業は認められない」から、「発症前一週間の作業内容は特に過重な業務に就労していたものと判断する」として、過重負荷をめぐる評価

を一変させたことである。

### 代謝面（糖尿病）の急性増悪が 急性心不全の原因と推定

局医の意見の推移を、決定書の引用から抜粋して紹介する。

原処分段階では、『・・・少なくとも急性心不全の原因は心室細動であり、この発症による急性循環不全、すなわち急性心不全によって死亡したのは確実である。この心室細動の原因が明らかでない。剖検していないし、当時の状況、健康診断の成績など配慮すると、従来より糖尿病があり（注　ここ二年間の健康診断で被災者は尿糖（＋＋）だった）、このとき（注　入院直後の検査成績）も著しい高血糖、即ち五一八mg/dl（正常値八〇～一一〇mg/dl）であったことが注目される。又、白血球数二八五〇〇（正常六〇〇〇～八〇〇〇）は著しく高値である。これらの値から急性肺炎も疑われるが、腹痛の記録が無い。急に意識を失ったの

は心室細動がこの時点で発症したかも知れない。次に心筋梗塞に伴う心室細動も疑われる。ショック状態時、この程度の白血球上昇はあり得るし、元々糖尿病があった為、ストレスのため高血糖が起こってもおかしくない。CPK、GOT、CPKMBの上昇がみられていないが、発症後三〇分後位の採血と推定されるので、これらの上昇値は得られなかったとも考えられる。従って、急性心筋梗塞の可能性が高いので、基発六二〇号の「脳心疾患の労災認定基準」に従うこととする。』と、死因を急性心筋梗塞と推定した上で、発症前一日、一週間について業務の評価を行っている。一日以内には要素はないとし、また、一週間以内については『即ち、週間拘束時間は長時間に及んでいた。しかし、その勤務内容に著しい過重労働とされるものが記録されており、通常業務だった様である。即ち、基発六二〇号に従えば、特に業務上とする要件が整っていない』との意見であったとのことである。

ところが、審査官は、決定書の記述をみると、急性心不全と入院直後の高血糖と従来からの糖尿病を疑わせる尿糖異常値との関連性に絞って、改めて意見書依頼をしたようだ。

局医世良医師は、原処分段階の所見を踏まえながら、その「第二」の意見書では『被災者は、私病として糖尿病があったが、これと急性心不全によって死亡した直前の血糖値五一八mg/dlという高値に対する医学的考察』と題して要旨次のように述べている。

①二年間二回の健診で尿糖値（＋＋）、このことから血糖値は二〇〇～二五〇と推定されるが、この尿糖値から血糖値五一八はあり得ない。

②可能性として、四月の健診時から死亡するまでの五ヶ月間に糖尿病が急性増悪した、死亡直前のショック状態による激しいストレスで血糖値が上昇したことが考えられ、五一八という値からはこの二つ要因が共存していたと考える。

③いつの時点で血糖値が急上昇してい

たかを推定すると、発症一週間前の業務は通常業務の範囲とされているが、(その労働実態が影響して)糖尿病があった被災労働者の場合、糖尿病の急性増悪が自然歴を越えて激しかった可能性がある。

要するに、「発症前一週間の業務による自然経過を越えた糖尿病の急性増悪による急性心筋梗塞の可能性がある」との見解だ。

さらに世良医師は意見書で、そうした見解を補強する意味で「その他の参考事項」として、今年の循環器学会のシンポジウム「ストレスと突然死」の研究発表討論を引用し、

『この中で、(1)豊嶋教授は「疫学からみたストレスと突然死」の発表では、その要因分析より、突然死は第1要因が「ストレス」で、第2要因が「競争心」、第3要因が「睡眠不足」で、これらはほぼ同等に近い要因であり、重要な要因であると指摘した。又、(2)田辺教授は、「疲労ストレス時の心肺機能およびマグネシウム代謝に関する検

討」の発表で、「ストレス」が精神体液

性の、又、マグネシウム代謝性の変化をもたらし、これらが致死的不整脈の重要な要因であると述べた。(1)、(2)など、今回の発表は基発六二〇号「脳血管疾患及び虚血性心疾患認定マニュアル」の中に示されている「発症前一週間以内に過重な業務が継続している場合、この間の業務は血管病変に著しい関連があると考えられる。」と記述しているのに対し、代謝面の増悪が指摘されていると考えられる。即ち、「・血管病変の著しい増悪・・」として病理解剖学的所見を重視しているが、今日では「代謝面の急性増悪」が突然死、即ち「急性心不全」の要因として重要であることが示されていると考えられる。』と述べている。

糖尿病を基礎疾患として推定することの妥当性の問題はあろうが、仮に推定できると仮定したとき、労働による「ストレス」が代謝異常を亢進させ、糖尿病を悪化させ、急性心不全の大きな要因となったとの理屈は一定の

説得力をもっている。

発症前一週間は「特に過重」に転換

その「ストレス」の原因として、審査官は、前に述べたように、発症前一週間の業務を「特に過重な業務」と評価して、業務上、原処分取り消しとした。

しかし、だとして、基礎疾患を増悪させた要因が、直前一週間の業務にのみ限定できるとは、到底考えられない。日常的なストレスの影響と直前の過重負荷があいまって、「急性死」という結果を引き起こしたと考える方が自然だろう。

また、審査段階の局医の意見の変化にしても、発症前一週間の過重性の評価の変化にしても、まことにご都合主義的な感じがするのであるが、局医の意見の中で、認定基準の内容について修正の必要性について言及しており、ストレスによる代謝面の急性増悪を考慮する必要性を指摘していることは、

チェックしておくべきだろう。急性的影響だけなのか、影響のしかたを含めてどうなのか、といった点も要チェックだろう。

一〇月一二日、局労災管理課長は「評価が違った」と見解表明したが、決定書では、「発症一週間前の労働」と「基礎疾患と死亡原因」の両面において、「評価を変えた」のである。

しかし、問題は、なぜこうした「評価」をはじめからしなかったかということだ。やる気でやればできたはずである。認定基準の問題もあるだろうが、一番大きいのは、西宮労基署段階で示された労働行政の非民主的、反動的、反労働者的、親使用者的姿勢にあった。今後を見ないとわからないところはあがるが、今回の認定闘争がこうした姿勢を打破する大きな一歩となったことは間違いない。

### 逆転決定を支えたもの

会社の徹底した対決姿勢と不当な労働行政に屈せず、逆転決定を支えたものは、遺族、弁護士、共闘会議の運動

の力である。

そして、決定書にも記されている、請求人提出の梶山方忠医師意見書が、決定書のもう一つのポイントであったことが見逃せない。労働実態を分析し、如何に改善基準違反の過重労働が行われていたかを明かにし、明確に業務上と推定したもので、労働行政側は法規違反は判断要素としないというものもの、審査官（労働行政側）が意識しなかったはずがない。

決定書の論理構成は前に述べた通りであるが、ただ、通読してみると、本当に真摯にそして謙虚に、業務上外を判断し直したような感じがせず、むしろ、業務上にしたくはないがいよいよしたという感じもする。

一つは、発症一週間前以上の労働については、発病に関連したとは判断しがたく、一週間前を特に過重と判断したこともあり、検討の対象にはしなかったということ述べていることである。今回の問題の核心は、法規違反の常習企業に対する監督が有効に機能せず、長時間労働が放置されていたことにもあり、その意味で、労働行政とし

ての被災に対する責任があると言っべきだろう。労災認定作業において、この点の分析をきちんとし、過重労働の実態を明らかにするのが筋というものだ。

二つ目は、審査請求代理人運動の中傷をしていることである。決定書の末尾に「法規制がないことを奇貨として提出されたものであろうが、少なくともこれだけの多人数の代理人が社会通念上、妥当なものであるか否かは当然、今後議論されてしかるべきであろう。」「審理は代理人数の多寡によって左右されるものではなく、法令、通達によって原処分の適否を公正中立たる立場において判断したものであることを付記する」と記されている。言いがかりであり、余計な一文で見苦しい限りだ。最後につけ加えると、審査段階での参与会での参与意見は、労使代表四名全員とも「本件は取り消しが相当である」であったということである。

現在、遺族・弁護団の会社に対する損害賠償裁判が続いている。今回の決定が大きな追い風となるに違いない、訴訟の行方が極めて注目される。



# 前線から

## 大阪 大阪トンネルじん肺訴訟 原告証人調べへ 望まれる早期解決

大手ゼネコン等七社に対し、じん肺の損害賠償を求めた大阪トンネルじん肺訴訟の法廷が、

九月二十九日に大阪地裁で開かれ、原告本人の証人調べが始まった。

この日、証言台に立ったのは、岡野重市さん。岡野さんは、一九五二年から五八年まで（株）奥村組の五カ所のトンネル工事現場で掘削作業員として働いた。

法廷では、その作業に従事した時期、当時の削岩機を使つての作業の様子、岩質の状態などについて、原告被告双方の代理人から尋問が行われたが、特に時期については、本人の記憶と、被告の調査結果にずれがあることが明らかになった。

しかし、すでに四〇年近くもさかのぼる工事であり、奥村組の現場で作業していたこと、その結果、現在もじん肺による療養が続いていることなどが改めて明らかになった。間に休憩

をいれたとはいへ、二時間にわたる証人調べは、療養中のじん肺患者の身にはこたえるもので、岡野さん自身法廷中にたびたび咳き込んだ。被告会社が責任を認め、早期の和解解決にいた

ることが期待される。

次回の法廷は一〇月十七日に開かれ、西松建設と鹿島建設の三カ所のトンネル工事に従事した三木美雄さんの証人調べが行われる。

午後一時二〇分より午後三時まで、大阪地裁八〇六号法廷。多くの傍聴支援をお願い致します。

## 北摂 輸血後肝炎の療養 症状固定取り消し、継続へ

八六年二月に水道管理設作業中に土砂が崩れ、胸部腹部打撲などの重症災害にあり、その後も輸血後肝炎に苦しむAさんは、労災保険

で長期の療養生活を続けてきた。しかしこの夏に、主治医が、症状が安定していると診断、それを受けて所轄の淀川労基署は九月末を

もって症状固定と判断した。

Aさんは、肝炎の症状がありながらも、労働可能な状態の日には日雇で土木作業等に従事するという部分が、症状により全く就労不可能という日も多い状態であった。したがって必ずしも症状固定と言えるものかは疑問の残る面があった。

しかし、その後障害補償給付についての調査の過程で、なお症状に波があり療養の必要ありとの主治医の判断が明らかになったため、労基署はこのほど決定を取り消し、改めて療養継続を認めることにした。

肝炎のような慢性疾患の場合、その性質上労災保険の制度との齟齬は起きやす

く、症状に悩む被災労働者療養に対しては慎重な判断が望まれる。

## 大阪 外国人医療問題で 府議会に陳情 社会党が委員会質問

RINK

九月二九日からの大阪府議会九月定例会を前に、RINKとして「外国人労働者の医療体制の確立を求める陳情書」を提出した。

資格外就労、オーバーステイとなつた外国人労働者に対する医療保障を求めて、菜の花診療所スタッフらを中心に、月一回の医療相談活動などに取り組んできた外国人を受け入れて未収となつた病院に医療費を補填

する制度が、他の県では自治体独自にはじめられている。大阪府でも独自の施策で外国人の医療を引き受けていくべきだとして、初めて陳情を行ったものだ。

九月二八日に、RINK金築事務局次長、菜の花診療所岩田、カトリック国際協力委員会松浦らで、陳情書を携え、府議会・各会派をまわり、協力を訴えた。

福祉保健常任委員会で質問

この陳情に関して、社会党の協力が得られることとなり、一〇月一七日に福祉保健常任委員会で土師幸平議員が質問を行った。府下の病院で今年四月から六月の三ヶ月間だけで三五件・二五〇〇万円の未払いのケースがあることや、行旅法



## 外国人労働者の医療体制の確立を求める陳情書

では昨年度一件の適用しかないことなども明らかにされた。土師議員の人道的な観点から外国人の医療問題をどうするのか？との追及に対して府は、滞在する外国人が府民と同等の医療サービスを受けられるシステムを整備することが重要との認識を示し、未収医療費問題についても大きな課題であり、積極的に検討していくことを表明した。

具体的施策までは踏み込めなかつたが、今後はこうした認識をベースに制度的解決を求めていくことが大切だ。こうした点をはつきりと意識しながら、外国人医療相談活動もさらにすすめていきたい。

すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク（RINK）  
事務局長 丹羽 雅雄

一九九四年九月二八日

### 陳情の主旨

近年、超過残留、資格外就労などの状態にある外国人の医療をめぐる状況は非常に深刻な問題となつていきます。

一九九〇年一〇月、厚生省はそれまで行われてきた生活保護緊急医療扶助の外国人労働者への準用を禁じました。国民健康保険も、一年以上の滞在見込みを理由に加入を拒否されています。結果として彼ら外国人は、高い医療費を懸念して医療機関から疎遠になり病気を悪化させることとなります。そして最悪の場

合にはそのために命を失うケースもあります。

こうした問題は、入国管理行政と基本的人権、医療の基本とを混同したために生じた問題です。いかに出入国管理法に違反しているとしても、

医療を受ける権利、生存権は保障されなければなりません。国連は、その「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」（日本未批准）の中で「緊急医療は、その者の在留または就業が不正規であるという理由で拒否されてはならない」と外国人労働者の権利を認めています。

関西新空港ができ「国際化」がいっそう進むであろう今日、このまま行政が入管法上の「違法」を理由に医療を拒みつつければ、問題はますます深刻化し、医療機関にも大

きな矛盾を生むことは明らかです。

神奈川、群馬、東京都といった自治体は、医療機関の未収金の補填という形であるにせよ、独自に外国人に対し医療の門戸を開きつつあります。この点で大阪府の施策は立ち遅れていると言わざるをえません。

貴職が、基本的人権の尊重と擁護の観点から、次の陳情事項の実現にむけ尽力していただきたく陳情いたします。

### 陳情事項

- 一、大阪府として、生活保護医療扶助等の制度に代わる外国人の医療費扶助体制を確立すること。
- 二、大阪府として、通訳者の配置を含めた公的病院での外国人受入れ体制を整備すること。

したマスコミの議論に、労働基準と  
か労働者の権利という角度から見た  
ものがほとんどないことだ。わずか  
に投書欄などで、パート労働者の労  
働条件の不安定さの問題に引きつけ  
て、大臣の意見に同調する内容が見  
受けられる程度である。その内容は  
概ね次のようなものだ。

現在の普通の職場で、例えば「準  
社員」などと呼ばれる一年契約の社  
員が、正社員と同じ仕事をして、毎  
年雇用契約も更新するというような  
場合は多くなっている。ボーナスや  
昇給が無いなど、格段に労働条件が  
劣るといふ事例も少なくない。こう  
した不当な現在の職場の状態自体が  
問題なのであって、スチュワーデス  
だけでなくこのような、まやかしの  
雇用契約がよくない。

こうした意見は、的を得たものと  
いえよう。実際、予定された雇用条  
件をみるだけでも、労働基準関係法  
令に違反する可能性の高いものがい

くつかある。

まず、アルバイトスチュワーデス  
は子会社であるJAZが雇用し、  
二カ月間程の訓練の後、日航の国内  
線に乗務するということだ。そうす  
ると航空機内での業務は、親会社、  
つまり他社である日航の管理職、具  
体的には機長の指揮命令のもとで働  
くということになる。労働者派遣法  
は、業として労働者の派遣を行う事  
業を条件付きで認めているが、ス  
チュワーデスはその適用対象業務に  
は含まれていない。つまり、職業安  
定法で禁じられている労働者供給事  
業であるということになり、明らか  
に違法行為である。

しかし、実際にはアルバイトス  
チュワーデスをJAZの社員として  
在籍の状態で、日航に向かうとい  
う方法を取ることで、かろうじて違  
法派遣の批判を免れている。このよ  
うなしり抜けのつじつまあわせが、  
まかり通る法規制というのも妙な話

だが、実はこの方法が出てくる前に、  
日航はすでに国際線で違法派遣を経  
験済みであった。

日航は、タイのバンコクに運行し  
ている路線で、機材とパイロットは  
日航、客室乗務はJAZが請け負  
い、その所属のタイ人スチュワーデスが  
乗務するという方法をとっている。

このような方法を取っている路線が、  
すでに国際線で五路線三二便にも  
なっているという。形式的に日航と  
JAZの間に請負契約があるとして  
も、実質的には飛んでいる飛行機  
中で、日航のパイロットの指揮命令  
でスチュワーデスが働いている。明  
確な派遣法違反だ。これをめぐって  
は、すでに労働省が改善指導の検討  
に入っているという。

いずれにしても、形式的な契約方  
法の操作によって派遣法の規制を有  
名無実化するものとしかいいようが  
ない。

また、契約期間の問題がある。一

年ごとに労働契約を結び、最高三年までという方法は、これまた脱法行為の類である。労働基準法の第十四条は、有期の労働契約について、一年を越える期間について締結してはならないとしている。つまり、三年契約とすれば違反だが、一年ごとに更新して最長三年なら大丈夫というわけである。明らかな実質的三年契約で、極めて苦しい法律解釈と言わざるを得ないだろう。

こうした労働基準関係法令を実質的にクリアしようという作戦は、なくとも航空業界に限ったことではなく、「雇用の多様化」などの美名のもとで相当な広がりを見せているといえる。規制緩和の流れの中で、推進すべき「経済的規制」にこうした労働基準に関する分野が、ほとんど大した注意もなく含まれてきていることは非常に憂慮すべき事態といえるだろう。

### 上積み補償の差別は普遍的課題

さらに、運輸大臣が触れている問題に、事故のときの災害補償がある。日航では当然のこととして、労災の上積み補償協定が労使間で結ばれている。その協定内容が判る資料はないが、現在の大手企業の上積み補償の相場からいえば、労災事故による死亡時には遺族に対して、労災保険による給付以外に三千万円は下らない額の支給が行われるだろう。しかし、アルバイトスチュワーデスはJAZの社員であるからこの協定は適用されないというわけだ。

同じ職場で同じ仕事をしていて、万が一の災害の時の補償に雇用形態の違いで差別があるというのは、不公平感をもたらす最たるものといえるだろう。しかし、このようなことは、残念ながら今の様々な職場でむしろ多数派といえるのが実態である。

正社員の労働組合がその点を如何に考えるか、真価が問われるのではないだろうか。これは普遍的な課題といつてよい。

さて、日航はあっさり労働大臣の求めに応じ、結局九月はじめに、①最長三年間の契約満了後、正社員登用の道を開く、②賃金格差を縮小する、③事故時の補償を正社員と同じ水準にする、④訓練を充実し、チームの一体性確保に努めるという改善を示した。そして大臣も、この改善策を評価して採用試験を再開することとなった。

しかし、ここまで述べてきたように、労働基準の側からの問題は、全く解決していない。規制緩和の流れの中で、労働基準のなし崩しが奔流となるならば、これを止める策を講じる必要がある。それは、日本における労働契約のシステムを、労使対等の原則に立ち返ったものに変えるかにかかっている。

# 実践・労災保険

(第一八回)

## 通勤途上「火害」(その4)

### 五 通勤途上災害

#### 就業の場所

営業マンが、特定区域の営業を担当し、その日最後のお得意先を訪問した後、会社へ立ち寄り、そのまま自宅帰る途中に起こった災害は、通勤途上災害と認められるだろうか。労災保険で通勤とは、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること」としており、その範囲は「住居と事業所」ではなく、

「住居と就業の場所」という表現で示している。つまり、この営業マンが仕事から帰る行為の始点は、最後に訪問したお得意先であり、そこが就業の場所ということになる。

しかし、遠隔地への出張が命じられ、出張先へ直接向かうため自宅から駅に向かう途中に起こった災害については、通勤途上災害とはならない。なぜなら出張は業務とみなされ、出張先に着くまでも事業主の支配下の行動であるときみされるからである。したがって業務災害ということになる。

次に、就業の場所がどの範囲を指すかという問題がある。つまり、どこにいますかまでを事業主の支配下

と解するかという点である。

スーパールのパート社員が、その日の残業を終え、スーパールの来客用駐車場の片隅にある自転車置き場においていた自転車にのり、帰宅しよう走りだした。そのとき、駐車場内に止めてあったスーパー出入りの業者の車が、突然バックしてパート社員の自転車にぶつかり怪我を負った。車を運転していた業者は、夕暮れの暗さで、自転車に気付くのが遅れたとのことだった。

このケースは、駐車場内が事業主の支配管理下にある場所か、それともすでに通勤途上と理解するかで判断が別れる。労働省の解釈例規では「一般の人が自由に通行することが

できる場所であるかどうか」で判断するとしているが、スーパリーの駐車場などはその文字通り判断することができない。そうでなければ、店内まで支配管理下にならないことになってしまう。したがって、明らかに通勤途上災害でなく業務上災害ということになる。

このパート社員のケースでは、所轄の労基署で通勤途上災害の扱いがされていたため、療養中にスーパリー側から解雇が言い渡された。しかし、これは明らかに労基署の処分の間違いであったため、業務上災害として決定をし直し、労基法十九条の解雇制限が適用され、解雇は取り消された。

結局、就業の場所と通勤経路の境目は、工場等であれば門またはこれに類するところ、雑居ビルの事務所であれば、その雑居ビルをテナントの共同管理の下にあるとみなして、未ビルの入り口ということになり、未

だその中での災害であれば、業務上災害の範囲に含まれる。

### 合理的な経路と方法

「合理的な経路及び方法」であるが、まず電車やバスでの通勤の場合、自宅や会社から駅までの経路、電車の中などは、いうまでもなく該当する。また、自動車通勤の場合には、通勤のために借りている駐車場を経由する場合などもその経路は含まれる。

この点で多い誤解は、会社等に通勤届をしている経路や方法とは異なる場合は認められないというものである。通勤届をするのは、通勤手当支給のためのものであり、労災保険制度とは何の縁もない。ここで必要なのは「合理的な」経路と方法であったかどうかということなのである。また若い労働者が、社長が親心でバイク通勤を厳禁としていたにも

関わらず、途中までバイクで通っていて事故にあったなどという場合も同様である。バイク通勤は無免許運転でない限り社会通念上、合理的な方法だからである。

また、子供を保育園や親戚の家にあずけるためにとる迂回経路は、通勤のためとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路ということになる。ただしその場合、継続性、反復性があることが条件となる。さらに自動車通勤の労働者が、自分の勤務先を同一方向にある妻の勤務先を経由する経路上で災害にあったケースでは、「共働き労働者の場合で、妻の勤務先が同一方向にあり、距離もさほど離れていなければ、マイカーの相乗りで妻の勤務先を経由して通勤することは通常あり得ることである。」とし、「合理的な理由により多少迂回する経路」として認められている（昭和四九・三・四基収二八九号）。しかし、このケースで

は、妻の勤務先が四五〇メートルしか離れておらず、所要時間も二分程度であったことが判断の材料の決め手となっている。

それに対して、自動車通勤をしている労働者が、業務終了後、共働きしている妻を迎えにくくために、会社から自動車で一・五キロメートル（所要時間五分位）先の妻の勤務先に向かう途中にあった災害では、「迂回の距離が三キロメートルと離れており、著しく遠まわりと認められ、これを合理的な経路として取り扱うことは困難であり、「通勤経路から逸脱したものと判断している（昭和四九・八・二八基収二一六九号）。

しかし、このケースでも、自宅から会社までの距離が一・五キロメートルで所要時間二〇分であったことを考えると、さして遠とも考えにくく、逸脱中とまで判断してしまふのには疑問が残る。

つぎに合理的な方法であるが、自転車の二人乗りを考えてみよう。道路交通法上、自転車に二人乗りすることは禁止されているが、これもそのことだけをもって合理的でないとするのは、無理があるといえ、労災保険の上では合理的と判断する範囲に入れている。一度も免許証をとったことのない人の無免許運転、泥酔運転が合理的といえないことは言うまでもないが、軽い飲酒運転、免許証の期限が過ぎたまま運転したというような場合は、合理性を欠くとまでは判断されないだろう。もちろん、これらは全て道路交通法のうえで警察から何らかの処分を受けるといふのとは全く別の話である。

また、事例としては過去に上げられてはいないが、ジョギングによる通勤をしている人をととき見かけると、もちろん走って通勤するという行為は、歩く通勤がそうであるように、合理的ということになる。し

かし、その途中の交通事故などの場合は問題はないが、例えば心筋梗塞などの循環器系の疾患を発症したような場合には、医学的因果関係の判断要素が入ることになる。しかし、おそらくそのジョギングの目的は「通勤のため」と「健康又は走力アップのため」の二つが重なるであろうから、通勤による負担であったことは認められることになるはずである。



# 一九九四年年末一時金カンパへのご協力をお願い

各位におかれましては、さまざまな先進的取り組みに日夜奮闘のごこと、心から敬意を表する次第です。当関西労働者安全センターに対しまして常日頃より、多大なご支援を頂き、まことにありがとうございます。

当安全センターは、労働者のいのちと健康を守るため、労働者・労働組合・医師、法律家、研究者の共闘関係の中で、労働災害職業病の防止と被害の完全救済の実現、現場に依拠した安全衛生運動の展開を目標として活動してきました。

中小零細、未組織の職場においては、未だ、労災隠しが横行し、地道な取り組みが強く求められております。こうした状況を横目に、行政・使用者側は安全衛生推進の軸として「快適な職場づくり」を提唱し、制度的な枠組みづくりを進めてきています。こうした動きの中の積極面を活用し、法規遵守を基本目標の一つにおきながら、「自主対応型安全衛生生活動」を応用して、職場に依拠した安全衛生生活動をより有効で、民主的なものにしていくことが重要だと認識しています。

労災認定闘争では、指曲がり症、過労死などでの成果を、慢性的経過をたどった職業性疾病の認定基準の改善、労災補償制度の改革へと今後どう結びつけるのかも重要だと考えております。

外国人労働者の労災問題に近年取り組んできておりますが、その中で、資格外就労者も含む外国人の人権・いのちの問題と密接に関連し、労災医療を含めて、在日・滞日外国人をとりま

く医療環境の問題が大きく立ちはだかつており、これをなんとか打破していくことが重要であるところへ、関係者・団体・政党・医療機関と連携をとりながら、運動の前進の一翼を担っていただく覚悟です。

原告証人尋問のはじまった大阪トンネルじん肺訴訟、十一月三〇日判決の針灸治療制限反対訴訟など労災職業病関連裁判への取り組みなど大きなヤマを迎えます。準備会の事務局に参加し、積極的に協力している整形外科を中心とする田島診療所設立運動もようやく場所が確定し、来年四月開院に向け忙しくなっております。資金協力につきましても、ここに改めて一層のご協力をお願いする次第です。

その他報告しなければならないことは多々ございますが、こうした活動をすすめていくにあたりまして、財政努力がなかなか届かず、いまだ皆様にカンパをおおがなくてはならないのが実状です。

まことに心苦しい限りであります。何卒、趣旨をご理解いただき、年末一時金カンパに格別のご協力をいただけますようお願い申し上げます。

一九九四年十一月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田義雄

# 九月の新聞記事から

九・一

チエルノブイリ原発事故医療支援のため、ペラルシ共和国を訪れていた市民団体の現地調査で、子どもの甲状腺(せん)がん発生が一層拡大し、事故前は年平均一人だつたものが、昨年は七十九人にも上つたことが分かった。この調査は、同国のミンスク医学研究所・甲状腺がんセンター調査に基づくもの。

九・一七

による審査請求が認められ、中央労基署の不支給決定が取り消された。  
昨年秋の大阪市営ニュートラム暴走事故の影響が九億以上にのぼることが大阪市交通局の決算でわかった。

九・三

ソリブジン薬禍により薬事法違反で製造停止処分を受けた日本商事(本社・大阪市)に対し、神戸市は三カ月間の指名停止にした。

九・二二

労働省福岡婦人少年室の介護休業制度調査で六五三事業所が回答。すでに導入は一割。フランス保健省は医療行為に従事していた医師や看護婦など三十人が昨年末までにイスウィルス(HIV)に感染したと発表、病院等の責任者に徹底した予防策を呼びかけた。

九・六

愛知県大府市の人材派遣会社社長が日系ペルシ人自動車部品会社に派遣し単純労働に従事させたとして派遣法違反で逮捕。

九・二三

広島新交通システム工事橋げた落下事故の被告人質問始まる。

九・九

米・ピッツバーグでU S エア機墜落一三一人全員死亡。

九・二三

日本オリンピック委員会が日本代表選手の手労災対策のための委員会設置。エスビー食品陸上部員の遺族が労災認定を求める訴訟を起こしたのを受けて。

九・一〇

原発被曝で白血病労災死亡した故嶋橋さんの支援団体が中部電力社長に公開質問状。

九・二三

住友系四社に勤める女性社員計三十一人が、「男女社員の間に昇進に不当な差別がある」として、男女雇用機会均等法に基づく調停を申請していたのに対し、労働省は十二日まで、会社の同意があつた住友金属工業(本社・大阪市)の七人について調停を始めることを決めた。

九・一五

秩父市ダム建設現場で落石ネットをはる作業中に落石が直撃、二作業員死亡。

九・二八

エストニアの867人乗りフェリーが大荒れのバルト海で沈没数百人は絶望。

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259